

城陽市が発注する建設工事の契約及び施工上の留意事項

1. 工事現場における技術者等の適正な選任について

(1) 現場代理人の選任について

- ① 受注者は、工事現場における請負人の任務の代行を行う者で、工事現場の取り締まり及び工事に関する一切の事項を処理する現場代理人を速やかに選任し、監督職員に通知すること。
- ② 受注者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を選任し、工事現場に常駐させること。

(2) 主任技術者の選任について

- ① 受注者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理、公衆災害及び労働災害等の発生を防止するための安全管理並びに技術上の指導監督をつかさどる主任技術者を速やかに選任し、監督職員に通知すること。
- ② 受注者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加表明の日以前に3箇月以上の雇用関係があること）にある者を選任すること。

(3) 監理技術者の選任について

- ① 受注者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理、公衆災害及び労働災害等の発生を防止するための安全管理、技術上の指導監督並びに下請人を適切に指導、監督する等の総合的な職務をつかさどる監理技術者（有効な監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）を速やかに選任し、監督職員に通知すること。
- ② 受注者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を選任すること。
- ③ 監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示すること。

(4) 現場代理人の複数の工事現場の兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐のため、基本的に複数の工事現場の兼務は認められない。

（手持ち工事の現場が完了している場合は、新規工事の現場代理人として選任できるものとする。）

ただし、別紙1の要件を満たし、発注者が認めた場合に限り兼務を認める。

(5) 技術者等の兼務について

同一請負契約において、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務は可能である。

ただし、上記(4)で兼務が認められた現場代理人は、各々の工事において主任技術者を兼ねることができる。この場合、下請契約の請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）までとする。

(6) 主任技術者の複数の工事現場の兼務について

- ① 主任技術者は、請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事を3件まで兼任することができる。
- ② 請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事で、対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を2件まで兼務することができる。
- ③ 上記①・②とも下請契約の請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）までとする。

(7) 監理技術者の複数の工事現場の兼任について

別紙2の要件を満たし、発注者が認めた場合に限り兼務を認める。

2. 施工体制台帳（施工体系図含む）の提出について

- (1) 受注者は、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳（施工体系図含む）を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出すること。
- (2) 受注者は、前項で作成した施工体系図及び建設業許可票を公衆及び作業員に見やすい場所に掲示するとともに、その写真を監督職員に提出すること。

3. 建設業退職金共済掛金収納書の提出について

- (1) 受注者は、工事請負契約書を締結した場合、もよりの金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書を速やかに管財契約課契約検査係へ提示し確認を受けること。
- (2) 共済証紙の購入額は、次の①、②いずれかの方法により算出するものとする。
 - ① 受注者において、建設業退職金共済制度の対象労働者と当該労働者の就労日数を的確に把握し、算出すること。
 - ② ①による必要な購入額の的確な把握が困難な場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とし算出すること。

4. その他

- (1) 受注者は、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律その他関係法例規を厳守し、適正に施工すること。
- (2) 前項により適正に施工がなされない場合は、契約の解除、本市の諸規定による対応、工事成績評定への反映等の措置を講ずるので留意すること。

現場代理人の複数の工事現場の兼務について

(1) 対象工事

次の①、②のいずれかに該当すること。

- ①工事1件の請負金額(税込)が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の場合(兼務しようとする他の工事の請負代金額も4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満)は、次のア及びイを満たしていること。

ア 兼務しようとする工事の件数は、原則2現場までとする。

イ 兼務しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

エ 常時連絡を取れる体制にするため、連絡員を配置すること

- ②工事1件の請負金額(税込)が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の場合(兼務しようとする他の工事の請負代金額は問わない。)は、次のアからエのすべてを満たしていること。

ア 兼務しようとする工事の件数は、原則2現場とする。

イ 兼務しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事※1又は施工に当たり相互に調整を要する工事※2であること。*資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

オ 常時連絡を取れる体制にするため、連絡員を配置すること

※1：工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、同一路線や同一河川で実施する工事等

※2：施工に当たり相互に調整を要する工事とは、相互に工程調整が必要な工事、工事用道路を共用する工事等

(2) 兼務を認めるその他の条件

- ①現場代理人は、いずれかの現場に常駐すること。

②配置する連絡員は、受注者と直接雇用関係にある者(雇用契約あり。雇用期間は問わない。)で、兼務する各々の工事に連絡員を定めること。また、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、監督職員との連絡に支障をきたさないこと。

③契約者は、現場代理人兼務届兼連絡員配置届(様式1)を提出すること。

④対象工事において、安全管理の不徹底による事故の発生や現場体制の不備が生じた場合、いずれかの工事において、現場代理人を兼任することが困難であると発注者が判断した場合には、発注者は受注者に対し書面により緩和措置を取消す。

※ 現場代理人の常駐義務の緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除することができる。

監理技術者の複数の工事現場の兼務について

監理技術者の配置が必要となる建設工事について、監理技術者を補佐する者を配置するときは、監理技術者の複数現場の兼務を認める(建設業法第26条第3項)。このとき、兼務を行う監理技術者を『特例監理技術者』、特例監理技術者を補佐する者を『監理技術者補佐』とよぶ。

1. 対象工事について

特例監理技術者が兼務できる工事は、専任の監理技術者補佐を配置した場合、本工事を含め2現場まで認める。ただし、以下の工事については監理技術者の兼務を認めない。

- ①24 時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき
- ②その他、工事の内容が特殊であり兼務できないものと認めるとき

2. 監理技術者補佐について

監理技術者補佐については、以下要件を全て満たすこと。

- ①専任であること
- ②建設工事の種類に応じた一級施工管理技士補であって主任技術者要件を満たす者若しくは監理技術者要件を満たす者
- ③受注者と3ヶ月以上の雇用関係があること
- ④特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること

3. 提出書類

- 監理技術者兼務届（様式2）
（監理技術者補佐の資格者証等及び直接雇用を確認できるものの写し添付）

現場代理人兼務届 兼 連絡員配置届

令和 年 月 日

城陽市長 様

(受注者) 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

下記の工事について、現場代理人を兼務させたいので届け出ます。なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
現に現場代理人の工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
	連絡員氏名	
	契 約 金 額	
新たに契約する工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
	連絡員氏名	
	契 約 金 額	

※連絡員に配置する者が、直接雇用を確認できるものの写し（資格者証等、健康保険被保険者証）を添付すること

監理技術者兼務届

令和 年 月 日

城陽市長 様

(受注者) 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

下記の工事について、監理技術者補佐を配置することにより監理技術者について兼務します。なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

監理技術者氏名		
現に現場代理人の工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
	監理技術者補佐氏名	
	契 約 金 額	
新たに契約する工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	監理技術者補佐氏名	
	契 約 金 額	

※現に施工中の工事について監理技術者補佐を配置する場合は、当該監理技術者補佐の資格者証等及び直接雇用を確認できるものの写しを添付すること